

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加を制限します

吉川市が発注する建設工事において、資本関係又は人的関係のある複数の会社が同一の入札へ参加することは、公正な入札の執行を阻害するおそれがあることから、以下のとおり入札への参加を制限します。

対象の案件

建設工事に係る一般競争入札

同一入札への参加を制限する基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）または子会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

①親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条（抜粋）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

会社法施行規則 第2条第3項（抜粋）

二 会社等 会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、①については会社等の一方が再生手続きが存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ①一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

役員とは次の者とする。

- 1 会社等の代表権を有する取締役
- 2 取締役（社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。）
- 3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- 4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者
ただし、監査役、執行役員は役員としない。

- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他

- ①複数の法人又は個人により構成される組合等と、その組合を構成する法人又は個人の関係にある場合
- ②共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ③上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者が行った入札は、吉川市建設工事等入札参加者心得第9-1-(4)の規定により無効とします。ただし、入札書提出後から開札までの間に発注者に辞退届を提出し入札辞退をした者がいて、開札時点で資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加状態が解消されている場合はこの限りではありません。

留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、この取り扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、吉川市建設工事等入札参加者心得第5の規定に抵触するものではありません。

公告への記載

一般競争入札の公告において「入札に参加しようとする者は、他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと」の旨を記載します。

今後の事務手続き

従来は入札に参加される際、電子共同入札システム内において、競争参加資格確認申請書として「ダイレクト入札参加申請書.docx」のファイルを添付していただいていたりましたが、今後は「ダイレクト入札参加申請書兼資本又は人的関係確認書.docx」を添付していただきます。

入札情報公開システムにおいて、入札案件ごとにファイル形式で掲載しますので、ダウンロード後、必要事項を入力の上、競争参加資格確認申請書を提出する際に添付してください。

発注者は提出された「ダイレクト入札参加申請書兼資本又は人的関係確認書.docx」を確認し、資本関係又は人的関係のある会社の同一入札があったと判断した場合、該当する複数者の入札を無効とします。

なお、事務手続き上、提出された書類の内容に疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の者に対して追加資料の提出や事情聴取を行うことができるものとします。

虚偽申告への対応

「ダイレクト入札参加申請書兼資本又は人的関係確認書」の記載事項に虚偽の申告であることが発覚した場合は、吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止等の措置を行う場合があります。

適用時期

令和2年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用します。